

京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年6月7日京都市条例第 6 号）（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年6月7日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 6 号

京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を改正する条例

京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第5項第1号カ中「厚生労働大臣が定める」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)